

2010年度
関西学院大学ロースクール

一般入試（法学既修者）

行政法 問題

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません

【行政法 問題】

X 1、X 2は、A県B市の甲山山麓に居住する住民である。甲山は森林に覆われる美しい風景を持つ山である。甲山では、約20年前の台風時に森林伐採の影響もあってか甲山を流れる乙川が山麓で氾濫を起こしたため、甲山の山頂から乙川流域までの民有地約20haの森林について水源かん養保安林に指定され（森林法25条1項1号）、森林が育成されてきた。X 1の住宅は、前記の台風による氾濫時には床上浸水の被害を受けた。X 2は自然保護に興味を持つ住民で構成される甲山の自然を守る環境保護団体のメンバーであり、その住居は直接洪水被害の可能性の少ない高台にある。

2008年8月、観光業者Cは上記の保安林と指定されている民有地のうち、5haの土地を購入し、そこに観光ホテルを建設する計画をたてた。そして、A県に対して、保安林指定解除の申請をした（森林法27条1項）。

X 1、X 2は、過去の水害の経験から、水源かん養保安林を一部でも解除することにより、保安林の面積が減少し、洪水のおそれが高まると考えた。そして、上記指定解除の決定前になされた解除予定保安林に関する告示（森林法30条の2）を見て、県知事に対して保安林解除反対の意見書を提出した（森林法32条1項）。これを受けた公開の意見聴取（森林法32条2項以下）の際には、「観光ホテルの建設により水源かん養保安林を一部でも解除することにより、保安林の面積が減少し、洪水のおそれが高まるので指定解除に反対する」旨の主張をした。これに対して、A県知事Dは、保安林の面積が現在よりも約4分の1減少するにすぎず、保安林指定を解除することに大きな問題はないとして、2009年4月15日、保安林指定を解除する決定をし、告示をした。

X 1、X 2は、このままでは大切な森林が喪失し、洪水の危険性も増大すると考えて、弁護士Sに相談にきた。弁護士Sは、保安林指定解除決定の取消訴訟を提起することを提案した。

問1 本件保安林指定解除決定は、取消訴訟の対象となるか。関連する行政事件訴訟法の条文を指摘し、判例学説を踏まえてあなたの見解を述べなさい。

問2 X 1、X 2は、この取消訴訟の原告となる適格性を持つか。関連する行政事件訴訟法の条文を指摘し、判例学説を踏まえてあなたの見解を述べなさい。

参考法令

森林法（抄）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

- 一 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹
- 二 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

（2、3項略）

（指定）

第二十五条 農林水産大臣は、次の各号（指定しようとする森林が民有林である場合にあっては、第一号から第三号まで）に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林（民有林にあっては、重要流域（二以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。）内に存するものに限る。）を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

- 一 水源のかん養
- 二 土砂の流出の防備
- 三 土砂の崩壊の防備

（4号以下、2項以下略）

第二十五条の二 都道府県知事は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、重要流域以外の流域内に存する民有林を保安林として指定することができる。

(2項略)

3 都道府県知事は、前二項の指定をしようとするときは、都道府県森林審議会に諮問することができる。

(解除)

第二十六条の二 都道府県知事は、民有林である保安林（・・・）について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。

2 都道府県知事は、民有林である保安林について、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。

3 前二項の規定により解除をしようとする場合には、第二十五条の二第三項の規定を準用する。

(4項略)

(指定又は解除の申請)

第二十七条 保安林の指定若しくは解除に利害関係を有する地方公共団体の長又はその指定若しくは解除に直接の利害関係を有する者は、農林水産省令で定める手続に従い、森林を保安林として指定すべき旨又は保安林の指定を解除すべき旨を書面により農林水産大臣又は都道府県知事に申請することができる。

2 都道府県知事以外の者が前項の規定により保安林の指定又は解除を農林水産大臣に申請する場合には、その森林の所在地を管轄する都道府県知事を経由しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の場合には、遅滞なくその申請書に意見書を附して農林水産大臣に進達しなければならない。但し、申請が第一項の条件を具備しないか、又は次条の規定に違反していると認めるときは、その申請を進達しないで却下することができる。

(保安林予定森林又は解除予定保安林に関する通知等)

第三十条の二 都道府県知事は、保安林の指定又は解除をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめその旨並びに指定をしようとするときにあつてはその保安林予定森林の所在場所、当該指定の目的及び保安林の指定後における当該森林に係る第三十三条第一項に規定する指定施業要件、解除をしようとするときにあつてはその解除予定保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び当該解除の理由を告示し、その森林の所在する市町村の事

務所に掲示するとともに、その森林の森林所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者にその内容を通知しなければならない。その告示した内容を変更しようとするときもまた同様とする。

(2項略)

(意見書の提出)

第三十二条 第二十七条第一項に規定する者は、第三十条又は第三十条の二第一項の告示があつた場合においてその告示の内容に異議があるときは、農林水産省令で定める手続に従い、第三十条の告示にあつては都道府県知事を経由して農林水産大臣に、第三十条の二第一項の告示にあつては都道府県知事に、意見書を提出することができる。この場合には、その告示の日から三十日以内に意見書を都道府県知事に差し出さなければならない。

2 前項の規定による意見書の提出があつたときは、農林水産大臣は第三十条の告示に係る意見書について、都道府県知事は第三十条の二第一項の告示に係る意見書について、公開による意見の聴取を行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、同項の告示に係る意見書の写しを農林水産大臣に送付しなければならない。

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の意見の聴取をしようとするときは、その期日の一週間前までに意見の聴取の期日及び場所をその意見書を提出した者に通知するとともにこれを公示しなければならない。

4 農林水産大臣又は都道府県知事は、第三十条又は第三十条の二第一項の告示の日から四十日を経過した後（第一項の意見書の提出があつたときは、これについて第二項の意見の聴取をした後）でなければ保安林の指定又は解除をすることができない。

(5項略)

(指定又は解除の通知)

第三十三条 農林水産大臣は、保安林の指定又は解除をする場合には、その旨並びに指定をするときにあつてはその保安林の所在場所、当該指定の目的及び当該保安林に係る指定施業要件、解除をするときにあつてはその保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び当該解除の理由を告示するとともに関係都道府県知事に通知しなければならない。

2 保安林の指定又は解除は、前項の告示によつてその効力を生ずる。

3 都道府県知事は、第一項の通知を受けたときは、その処分の内容をその処分に係る森林の

森林所有者及びその処分が第二十七条第一項の申請に係るものであるときはその申請者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による通知に係る指定施業要件のうち立木の伐採の限度に関する部分は、当該保安林の指定に係る森林又は当該森林を含む保安林の集団を単位として定めるものとする。

5 第一項の規定による通知に係る指定施業要件は、当該保安林の指定に伴いこの章の規定により当該森林について生ずべき制限が当該保安林の指定の目的を達成するため必要最小限度のものとなることを旨とし、政令で定める基準に準拠して定めるものとする。

6 前各項の規定は、都道府県知事による保安林の指定又は解除について準用する。この場合において、第一項中「告示するとともに関係都道府県知事に通知しなければならない」とあるのは「告示しなければならない」と、第三項中「通知を受けた」とあるのは「告示をした」と、第四項及び前項中「通知」とあるのは「告示」と読み替えるものとする。